

国立大学法人筑波技術短期大学の中期目標・中期計画一覧表

中期目標	中期計画
<p>大学の基本的な目標</p> <p>国立大学法人筑波技術短期大学（以下、筑波技術短期大学という。）は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発して障害者教育の改善に資することを基本的な目標とする。</p> <p>この基本的な目標を踏まえ、障害者に対する高等教育の内容、方法及び各専門分野に関する研究の推進を図るとともに、最新の情報技術等を利用してこれらの障害を補償・代行する機器やシステムの開発に努める。</p> <p>また、聴覚・視覚障害学生を受け入れている他大学等に対する支援や、世界各国の高等教育機関との障害者に係る教育研究に関する国際交流活動等を推進する。</p> <p>さらに、東洋医学と西洋医学を統合した教育研究を推進するとともに、特色ある医療活動を通じて地域医療に貢献する。</p> <p>筑波技術短期大学は、これらの目標をより高いレベルで達成していくために、4年制大学化を視野に教育研究の充実を図る。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学科を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p>

(1) 教育の成果に関する目標

聴覚・視覚障害を補償した教育を通じて、豊かな人間性と生涯にわたって学習するための基本的素養を身に付けさせるとともに、情報化、国際化の進展に柔軟に対応できる能力、さらに、個性に合った高度の職業技術・知識とその応用能力を育成し、各専門の分野において社会に貢献できる専門職業人を養成する。

(2) 教育内容等に関する目標

筑波技術短期大学の理念を踏まえ、アドミッション・ポリシーを明確にし、これに応じた学生の受け入れを図る。また、教育目的・目標に則して、教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供し、教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態、学習指導法等を行うとともに、成績評価基準を明確にする。

さらに、感覚に障害を持つ社会人に再教育の場を提供する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

各年度の学生収容定員は別表のとおりとする。

教養教育の成果に関する具体的目標の設定

個々の学生にとって、適切な科目履修ができるよう、教養系科目の拡充を図り、生涯にわたって学習し、社会人として活躍しうる基本的資質を身に付けさせる。

また障害関係科目の充実により障害の理解・克服を促すとともに、障害補償演習や言語・情報関係教育を通じて、情報化、国際化の進展に対応できるコミュニケーション・スキルを高める。

専門教育の成果に関する具体的な目標の設定

各専門分野の技術の高度化に柔軟に対応できるとともに、社会に積極的に参加し貢献できる専門職業人を養成する。

卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

聴覚障害関係学科では産業技術関係、視覚障害関係学科では保健科学関係の専門職業人・技術者としての就職を確保するため、インターンシップなどを通して職業指導の充実を図るとともに、産業界との連携に努める。また、国家試験など資格試験の合格率を高い水準に維持する。

なお、学習意欲の高い学生には大学院等への進学も奨励する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

教員相互の授業評価や学生による授業評価等の結果を活用し教育指導等の改善に努めるため評価委員会を設け、教育の成果や効果を検証し、評価の内容を教員と学生にフィードバックすることにより授業の改善や就職・進路指導の改善を図る。また教育成果の評価法に関する研究プロジェクトを立ち上げ、研究成果をまとめる。

4年制大学化

教育の成果に関する目標をより高いレベルで達成するために、4年制大学化を視野に教育の充実を図る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

適切かつ広範な広報活動を継続し、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。また、入学資格や受け入れ方針、障害の特性や自立意欲などの評価法及び基準の検討を行い、社会人の受け入れを含めて入学者選抜方法の改善を検討する。さらに、研究生、科目等履修生の受入れの拡大を図る。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

教養教育と専門教育を統合し、一貫した教育課程を編成する。特に、専門教育については、

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教育目的・目標の実現を図るために、授業内容及び方法の改善に必要な教育体制及び教育支援体制を整え、授業担当教員を対象とした組織的な研修の推進を図る。

また、授業評価の結果を教育の質の向上及び改善の取り組みに結びつける。

個々の学生の適性や目標に応じた学習プログラムに対応できるように、幾つかの専攻や履修モデルを作成し、選択性を高める。また、教育課程に関する学生の評価や定着状況等を踏まえて、その改善を図る。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

障害に配慮したきめ細かい指導ができるように、TA導入などを含め、能力別や少人数のクラス編成に必要な実施体制を整える。また、他大学との単位互換、留学の奨励、インターンシップなどにより、本学以外の教育資源の活用を図る。さらに、シラバスの内容を毎年見直すとともに、それぞれの項目が授業の内容を適切に表しているかを検討する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

すべての授業について明確な成績評価基準を策定し、学生に公表する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

専門教育系の教員も必要に応じて教養教育を担当するなど、教養教育系と専門教育系の科目の領域を越えた科目担当を実施する。全学の担当教員の配置状況・選考基準の点検を実施し、次期中期目標・計画に反映させる。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

聴覚・視覚の障害を補償する設備を充実するとともに、自由にアクセスできる情報システムやインターネットを十分に活用できる学習環境を整える。また、図書館においては、聴覚・視覚障害関係の図書や教養教育のための図書の充実を図る。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

評価委員会による評価結果を予算配分、昇格人事等に活用する。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

障害を補償した効果的な指導方法の改善・開発をさらに推進するとともに、教材、学習指導法、障害の理解等に関する全学的なFDを定期的実施する。また、新任教員に対して、障害の理解や効果的な指導法に関する研修を実施する。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

インターンシップ、放送大学や他大学との単位互換、学外（海外を含む）とのリアルタイムの双方向学習を推進する。

学科等の教育実施体制等に関する特記事項

障害の理解・克服を促すために、障害関係科目や障害補償演習等を適切に実施する体制を整え、必要な授業を開講する。

(4) 学生への支援に関する目標

学習・生活に関する相談・助言の体制を整え、障害に係わるニーズに配慮しながら、学生への支援を効果的に行う。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

筑波技術短期大学の特色である障害者高等教育に関する研究を国際的水準で展開し、その研究成果を他の教育機関等に積極的に公開するとともに、障害者の福祉向上や高齢者の生活支援のために活用する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

個々の学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに、各授業担当教員が学生からの意見や要望に対応するためオフィスアワーを設けるなど、学習・生活支援を進めるための体制を整える。

就職支援等に関する具体的方策

新たな就職先の開拓、進路・就職に関する講演会等の充実、学生のコミュニケーション特性に応じた面接指導、就職後のフォローアップ等を推進する。

経済的支援に関する具体的方策

学費猶予、免除制度を活用するとともに、種々の奨学金等に関する情報の収集に努め、学生に提供する。

社会人・留学生に対する配慮

社会人や留学生の受け入れを積極的に進め、その学習・生活を支援する活動を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

聴覚・視覚障害者を対象とする高等教育機関として、障害者に対する高等教育の内容・方法等に関する研究及び学習・生活支援システムの研究を推進する。

大学として重点的に取り組む領域

産業技術及び保健科学に係る研究を進めるとともに、聴覚・視覚障害者に関する教育方法の在り方、教育機器、教材、障害補償システム、教育支援システムについて研究開発を推進する。さらに、西洋医学と漢方、鍼灸を含む東洋医学を統合した国際的なレベルの研究を推進する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

聴覚・視覚障害者のための教育に関する研究成果については、相談・支援室の積極的利用促進を図ることにより、関係教育機関に還元する。また、障害者の福祉向上や高齢者の生活支援に結びつく研究成果については、関係企業と連携して、積極的に実用化を目指す。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

評価委員会において、他大学や世界の研究業績を調査し、各教員及び研究チームの研究水準の目標設定を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

重点研究プロジェクトを設定し、人材、資金、施設などを重点配分する。

また、評価委員会による評価結果を研究費の配分や人事制度に反映させる。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

他大学や地域社会等と連携し、聴覚・視覚障害者に係る教育支援を行うとともに、開発した障害補償機の成果を公表する。世界各国の教育機関と連携して障害者に係る教育研究に関する国際交流を推進し、その中核として

4 年制大学化

研究水準及び研究成果等に関する目標をより高いレベルで達成するために、4年制大学化を視野に研究の充実を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

大学としての重点研究プロジェクトを設定し、併任、研究員委嘱等により、学科を越えた研究ユニットを編成して研究を推進する。また、学科ごとの教員の配置状況を点検し、次期中期目標・計画に反映させる。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

重点研究プロジェクトに研究のための資金を重点的に配分する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

研究室、実習室等の設備・利用状況について現状をチェックし、研究スペースの配分適正化を図り、重点研究プロジェクトのための研究施設を確保する。設備・備品のリスト、利用状況等を調整して学内に公表し、これらの適正な運用を図る。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

教員の取得した特許、開発したシステム等については、産業界と協力して実用化を目指す。特に障害者支援機器等に関して特許取得を目指す。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

評価委員会の評価結果をもとに研究内容・方針・体制の見直しを行うとともに、評価結果を研究費配分、昇格人事等に活用する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

障害者教育および支援に関する国際的・全国的な研究会を開催し、共同研究を進めるとともに、客員研究員制度や招待研究システムを活用し、研究者を招聘する。

研究実施体制等に関する特記事項

東西統合医学に関する国際的な研究を行うとともに、2006年には本学において、アジア太平洋地域聴覚障害問題会議（APCD2006）を開催する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システムの研究開発を図り、成果を公開するとともに、通訳養成（点字、手話等）、公開講座、研修会、カウンセリング等を実施する。

また、地域住民、両障害関係者に対する図書や障害関係資料の利用促進を図る。

の役割を果たす。

(2) 附属診療所に関する目標

高度な専門性を有するとともに、患者の立場に立った医療を行える鍼灸臨床実習の場として充実するとともに経営の効率化を図る。

また、東西医学を統合した研究と診療，施術を通して地域医療の向上に貢献する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

学長のリーダーシップの下で、大学を効率的・機動的に運営できる体制を構築するとともに、大学構成員の持つ幅広い意見や学外者の専門的な意見の取り入れを可能とする

産学官連携の推進に関する具体的方策

関係機関と連携して産学交流会やシンポジウムを開催し、新技術の開発，特許取得，製品化を積極的に進める。

他大学等との連携・支援に関する具体的方策

教材や教育支援システムの開発等を通して，両障害者の教育方法の改善に資するとともに，ニーズに応じて他大学等への情報提供，教育相談，地域の小・中学校への障害教育の啓発を進める。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

世界の障害者教育に係る大学と国際交流を進める。また，国際交流締結校を中心に教官及び職員の交流を推進するとともに，留学生の派遣・受け入れ，聴覚障害者国際大学連合による学生交流，国際シンポジウムの開催等により，教育・研究の国際交流を推進する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

国際交流協定締結大学等との間で国際会議・研究会を行うとともに，インターネット等で障害者教育支援の範囲を海外に広げる等により，国際的にも両障害者教育における中核的役割を果たす。

(2) 附属診療所に関する目標を達成するための措置

良質な医療人養成の具体的方策

学生個々の能力や障害の程度に応じたより質の高い臨床実習のあり方を検討し，患者の立場に立った施術を行える鍼灸師を養成する。また，鍼灸師・医療従事者の卒業教育についても，その在り方の検討を行う。

医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

需要の多い診療科目の診療時間の延長等を検討するとともに，地域の需要に応じた健康講座の開催や健康相談の実施など，患者サービスの向上を図る。また，医療事務の効率化を図る。

適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

地域医療機関としてより積極的な役割を果たすため，医師・鍼灸師等の診療体制の強化や事務体制の整備など，患者のニーズにあった診療体制の充実，整備を検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

学長がリーダーシップを発揮することを可能にするために，経営，教育研究等を分掌する複数の理事を設置するとともに，学長，理事等で構成する学内調整組織を置き，学長の求め

システム，限られた資源をより効果的に活用できるシステムの創出を目指す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

我が国唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として基本的な目標をより高いレベルで達成するため，4年制大学化を視野に教育研究組織の見直しを進める。

に応じて大学運営上の助言等を行うなど，学長補佐体制の強化を図る。

運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

大学運営についての意思形成を円滑に行うために，学内調整組織において，役員会，経営協議会，教育研究評議会で審議する事項の整理およびその他の全学的な事項についての調整を行う。

部局長等を中心とした機動的・戦略的な部局等運営に関する具体的方策

各部局の長が機動的・戦略的に当該部局を運営することを可能にするために，部局長の専決事項と教授会の審議を経るべき事項とを適切に整理するとともに，教員，事務組織により部局長を補佐する体制を強化する。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

専門的知識を有する人材を育成するとともに，大学運営にかかる企画立案等に積極的に参画し得るシステム作りを進める。

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

各部局への資源配分は，大学全体の戦略を踏まえた方針および部局に対する評価に基づいて算定する。また，戦略的な資源運用を実現するため，一定比率を学内共通経費として留保するとともに，受益者負担制度等，コスト意識の向上を促すシステムの導入を図る。

学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

必要に応じて有識者・専門家を参与等として委嘱し，専門的見地等からの助言を得て大学運営に反映する。

内部監査機能の充実に関する具体的方策

研修等により監査担当者の資質向上を図るとともに，内部監査の手法を確立し，日常的な内部牽制を含め，財務会計全般について効率的，効果的な内部監査を行う。

国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

近隣の国立大学法人等と事務職員の人事交流を図るとともに，職員研修の充実に努める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

学内調整組織において，中期計画や各部局の評価等を踏まえて組織の設置や再編についての方針を策定する。

教育研究組織の見直しの方向性

聴覚・視覚障害者に対する高等教育に関し教育研究の充実と社会環境の変化や社会的要請に応えるために，本学の4年制大学化の準備を進める。

3 人事の適正化に関する目標

聴覚・視覚障害者に対する高等教育とそれに関連する研究等を担う多彩な人材を確保するために、教員構成の多様性、勤務体制の柔軟性を可能にする人事制度を構築するとともに、教職員の能力・業績を適切に反映させる評価システムの構築を目指す。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務組織全般にわたり業務を精査し、事務処理の一層の効率化・合理化を図るとともに、新たに必要となる機能の充実を図る。

また、4年制大学化の完成に引き続いて設置を目指している大学院、次期中期目標期間中に設置を目指している理療科教員養成課程に対応する教育研究組織の在り方についても、検討を進める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

教育業績、研究業績、大学運営参加実績、社会的貢献等、多様な活動について、多面的かつ公正な評価基準に基づいて評価し、昇格、昇進等の処遇に適切に反映させる。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

国内外の優秀な人材の採用を可能とする弾力的な教員採用方法を工夫するとともに、教員の勤務時間及び兼職・兼業の適正な在り方等を検討する。

教員の流動性向上に関する具体的方策

公募制の拡充や他の障害者教育関連の大学・研究機関等との人事交流を図る。

外国人・女性・障害者等の教員採用の促進に関する具体的方策

大学全体の目標及びこれに基づく各部局の目標を設定し、推進を図る。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

近隣の大学との連携の下に事務職員の採用・人事交流を行うとともに、事務職員等の専門性の向上や優秀な技術系職員の確保に努める。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

各教育研究活動、業務活動について人的資源の活用状況の観点からの見直し評価を行うとともに、合理化が可能と判断される活動については人員削減を行い、新規重点目標等の遂行に必要な要員を確保する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

情報化の推進、アウトソーシング等により、事務処理の合理化・効率化を実現するとともに、企画立案機能等、新たに必要となる機能の充実を図る。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

近隣の大学等との共同研修の実施、大学間協約等に基づく人事交流を促進する。

業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

各業務について、業務の効率化、経費の節減、人員の適正配置の観点から見直しを図り、アウトソーシングが適切と判断されるものについては、積極的に導入を図っていく。

<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他自己収入の増加に関する目標 積極的な外部資金の獲得を推進し、研究活動の活性化を図る。 また、施設の地域開放、公開講座の実施などにより、自己収入の増加に努める。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標 事務・事業・組織等の見直し、外部委託の見直しとその推進、調達コストの削減等を通じ、経費の節減合理化を図る。併せて、教職員のコストに関する意識を高める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 施設の有効活用を促進するための効率的かつ体系的な管理体制を整備する。さらに施設の防災・防犯管理体制の強化、地域への積極的な公開を図る。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 外部研究資金の獲得を促進するための研究支援システムを確立し、関係情報の収集・提供及び獲得のための助言を行う。</p> <p>収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 教育研究の成果を公開講座等により地域住民に還元する。 地域・企業等と連携を強化し、教育研究の成果の活用を図る。 学内の施設・設備を積極的に地域住民等に開放する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 管理的経費の抑制に関する具体的方策 光熱水料の節減、業務内容の見直し、外部委託の促進、管理部門及び教育研究部門におけるペーパーレス化の推進など、業務の効率化に努める。 定期的にセグメントごとのコスト分析を行うとともに、その結果を周知徹底して、コスト意識の改革を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 資産の運用については、外部専門家の助言を得ながら、効率的・効果的な運用を図る。 施設・設備等への新規投資に関しては、既設施設の共同利用や移管等による有効活用を徹底して、所要額を極力抑制する。 経済的でかつ効果的な防災・防犯監視体制を構築し、施設設備の保全を図る。 本学の施設を積極的に公開・提供することにより、地域との連携を強化する。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標 多様性、透明性のある自己点検・評価システムによる自己点検・評価を行う。また、評価結果を教育研究、組織運営の継続的改善に反映させることにより、大学の継続的な質的向上の促進、社会への説明責任を果たす。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 教育研究の活性化、組織運営の効率化に反映させるため、多様性、透明性のある新たな自己点検・評価システムの構築及び実施体制を整備する。 なお、一定期間ごとに自己点検・評価システムを見直し、大学の継続的な質的向上を促進する。</p> <p>評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会の評価結果を公表し、障害団体関係者、障害教育関係者等から幅広く意見を求めるとともに、外部からの意見を参考に、一定期間ごとに評価結果に基づき教育研究活動、組織運営の見直しを行い、大学運営の継続的改善を推進する。</p>

<p>2 情報公開等の推進に関する目標 広報紙，ホームページ等を活用し，教育研究活動，学生生活等の大学情報の積極的な発信に努め，より一層の広報活動の充実を図る。</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的な方策 教育研究活動の状況・知的情報を一元的に把握できるデータベース化を推進し，社会の求めに応じて適切に提供できる体制の整備を図る。 広報紙，ホームページ等の点検・見直しを随時行い，社会が求める情報を迅速に，かつ，積極的に提供する。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 施設設備を全学の共有財産として位置づけた有効活用を目指し，定期的な点検評価を行い，教育研究組織の転換及び施設の老朽，狭隘等に計画的かつ効率的に対応できる施設整備を行う。</p> <p>2 安全管理に関する目標 学内における安全管理体制を構築し，安全管理に関する研修の実施，教職員・学生の健康管理，事故防止の充実を目指す。また，情報セキュリティの充実を図る。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 施設等の整備に関する具体的な方策 施設の老朽化の点検を行い，補修計画を策定し，計画的な修繕計画を策定する。 校舎，学生寄宿舍等について，聴覚・視覚障害者のための教育研究・生活環境としてのバリアフリー化，安全性，情報保障に関する見直しを行い，実情に即した整備改善計画を策定し，実行可能なものから整備を行う。 本学の教育研究上，新たに必要となる施設設備を計画的に整備する。 学内情報ネットワークの整備計画及び管理運営に関する方策を策定する。</p> <p>施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的な方策 キャンパス内の全ての施設・設備について，利用状況を定期的に点検評価することにより，有効活用を図る。 占有的に利用するスペース等については，受益者負担制度等の導入など，コスト意識の向上策を検討する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的な方策 教職員の健康安全管理，事故防止のためのマニュアルの作成，研修の実施などにより，教職員の意識の啓発を図る。 盗難や情報システムへの不正アクセス等に対応するセキュリティ対策を策定し，教職員・学生の安全や大学財産の保全に努める。</p> <p>学生等の安全確保等に関する具体的な方策 聴覚・視覚障害学生に対する，緊急時の情報伝達・避難体制等に配慮した安全管理，事故防止マニュアルを作成するとともに，定期的に防災訓練を実施するなど，学生の安全確保について周知・徹底を図る。</p>

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成16年度～平成21年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,849
施設整備補助金	90
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	1,592
授業料及入学金検定料収入	733
附属病院収入	628
財産処分収入	0
雑収入	231
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	121
長期借入金収入	0
計	15,652
支出	
業務費	15,403
教育研究経費	10,477
診療経費	590
一般管理費	4,336
施設整備費	90
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	121
長期借入金償還金	38
計	15,652

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額10,727百万円を支出する。(退職手当は除く)

注)人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注)退職手当については、国立大学法人筑波技術短期大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。

$L(y - 1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ （ $D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。 $F(y - 1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

〔特定運営費交付金対象事業費〕

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「教育研究診療経費」：附属診療所の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y - 1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y - 1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分），授業料収入（収容定員超過分），雑収入。平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。

〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

「一般診療経費」：附属診療所の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。

「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

「附属病院収入」：附属病院収入。 $J(y - 1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x)\} \\ \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y): 学部・大学院教育研究経費(), を対象。

E(y): 教育研究診療経費(), 附属施設等経費()を対象。

F(y): 教育等施設基盤経費()を対象。

G(y): 特別教育研究経費()を対象。

H(y): 入学料収入(), 授業料収入(), その他収入()を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J(y) \times (\text{係数}) - J(y)]$$

I(y): 一般診療経費(), 債務償還経費(), 附属病院特殊要因経費()を対象。

J(y): 附属病院収入()を対象。(J(y)は、平成16年度附属病院収入予算額。

K(y)は、「経営改善額」)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L (y): 一般管理費 () を対象。
M (y): 特殊要因経費 () を対象。

【 諸 係 数 】

- (アルファ) : 効率化係数。 1 % とする。
(ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
(ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。
(イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
(ラムダ) : 経営改善係数。2 % とする。平成 17 年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に算定されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17 年度以降は 16 年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、17 年度以降は 16 年度と同額として試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費については 17 年度以降の効率化係数を勘案して試算した支出予定額を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は 1 とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	15,596
経常費用	15,596
業務費	14,401
教育研究経費	1,879
診療経費	558
受託研究費等	10
役員人件費	236
教員人件費	8,266
職員人件費	3,452
一般管理費	977
財務費用	4
雑損	0
減価償却費	214
臨時損失	0
収入の部	15,630
経常収益	15,630
運営費交付金	13,703
授業料収益	623
入学金収益	91
検定料収益	19
附属病院収益	628
受託研究等収益	10
寄付金収益	111
財務収益	0
雑益	231
資産見返運営交付金戻入	90
資産見返物品受贈額戻入	124
臨時利益	0
純利益	0
総利益	34

3 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	15,674
業務活動による支出	15,378
投資活動による支出	236
財務活動による支出	38
次期中期目標期間への繰越金	22
資金収入	15,674
業務活動による収入	15,562
運営費交付金による収入	13,849
授業料及入学金検定料による収入	733
附属病院収入	628
受託研究等収入	10
寄付金収入	111
その他の収入	231
投資活動による収入	90
施設費による収入	90
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	22

(注) 前期中期目標期間よりの繰越金22百万円には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額が含まれている。

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

6億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要として借り入れすることも想定される。

重要な資産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な資産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な資産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の充実に充てる。

その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総 額 90	施設整備費補助金（90）

(注1) 金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

教員については、公募制の拡充や他の障害者教育関連の大学・研究機関等との人事交流を図る。また、事務職員等については、近隣の大学との連携の下に採用・人事交流を行うとともに、事務職員等の専門性の向上や優秀な技術系職員の確保に努める。

(参考) 中期計画期間中の人件費総額見込み 10,727百万円
(退職手当を除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H16	H17	H18	H19	H20	H21			
長期借入金									
償還金	1	1	1	1	1	1	6	11	17

別表

(学 科)

学 科	デザイン学科
	機械工学科
	建築工学科
	電子情報学科
	鍼灸学科
	理学療法学科
	情報処理工学

(収容定員)

平成 16 年 度	デザイン学科 10人 機械工学科 10人 建築工学科 10人 電子情報学科 20人 鍼灸学科 20人 理学療法学科 10人 情報処理工学 10人
平成 17 年 度	デザイン学科 10人 機械工学科 10人 建築工学科 10人 電子情報学科 20人 鍼灸学科 20人 理学療法学科 10人 情報処理工学 10人
平成 18 年 度	デザイン学科 10人 機械工学科 10人 建築工学科 10人 電子情報学科 20人 鍼灸学科 20人 理学療法学科 10人 情報処理工学 10人
平成 19	デザイン学科 10人 機械工学科 10人 建築工学科 10人 電子情報学科 20人

別表

年 度	鍼灸学科	20人
	理学療法学科	10人
	情報処理学科	10人
平 成 20 年 度	デザイン学科	10人
	機械工学科	10人
	建築工学科	10人
	電子情報学科	20人
	鍼灸学科	20人
	理学療法学科	10人
	情報処理学科	10人
平 成 21 年 度	デザイン学科	10人
	機械工学科	10人
	建築工学科	10人
	電子情報学科	20人
	鍼灸学科	20人
	理学療法学科	10人
	情報処理学科	10人